

8 法人の事業税

(1) 事業税額等に関する調

区分			現 事 業 年							左の確定額に対応する前年度分の中間申告額	
			確 定 額							事業年度数	税 額 ③
			事業年度数		所得(収入)金額	税 額		確定申告及び決定のない中間申告額			
			確定申告のあったもの	左のうち決定したもの		確定申告のあったもの ①	左のうち決定したもの	事業年度数	税 額 ②		
所得課税分 (外形対象法人分を除く)	普通法人	本県本店分	1,610	-	46,334,090	2,537,048	-	3	292	457	618,655
		他県本店分	7,689	1	123,078,102	7,034,291	-	10	9,077	2,736	1,934,656
		県内法人	35,806	106	169,011,726	8,420,272	1,523	17	2,048	4,673	2,624,201
		計 A	45,105	107	338,423,918	17,991,611	1,523	30	11,417	7,866	5,177,512
	特別法人 B	1,549	2	23,961,558	923,269	-	-	-	22	1,935	
	公益法人等 C	966	-	2,832,909	139,342	-	-	-	3	147	
	人格なき社団等 D	245	-	198,251	7,344	-	-	-	-	-	
	清算法人 E	162	-	51,382	3,170	-	-	-	-	-	
	特定信託 F	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	法人課税信託 G	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
所得課税分計(A+B+C+D+E+F+G) H		48,027	109	365,468,018	19,064,736	1,523	30	11,417	7,891	5,179,594	
収入金額課税分 I		105	-	550,272,244	4,227,200	-	-	-	72	1,968,955	
外形対象法人分 J		4,217	-		27,222,130	-	9	23,152	3,365	9,950,786	
合計(H+I+J)		52,349	109		50,514,066	1,523	39	34,569	11,328	17,099,335	

(注)

- この調は、当年度において確定したものについて作成した。
現事業年度分及び過事業年度分の区分は、次による(以下、法人の事業税関係において同じ。)
(イ) 現事業年度分
平成26年2月1日から平成27年1月31日までの間に終了する事業年度分。なお、同日後に終了する事業年度分で平成27年3月31日までに申告書の提出があり、当年度において調定したものについては、当該事業年度分に含む。
(ロ) 過事業年度分
(イ)の現事業年度分以前の事業年度分。
- 現事業年度分の①及び「所得(収入)金額」は、当年度において確定した税額(確定申告、修正申告、更正又は決定後の最終税額をいい、減免があった場合には減免後の税額をいう。)又はこれに対応する所得(収入)金額を記載した。
- 「事業年度数」は、1年、6か月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれの事業年度ごとに1件として計上したが、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件とした。
なお、欠損法人等納付すべき税額がないものについても計上した。

○ 事務所別内訳

区分			大河原	仙台南	仙台中	仙台北	塩釜	北部
所得課税分	普通法人	本県本店分	39,037	213,393	1,180,652	913,047	75,052	103,285
		他県本店分	203,204	786,413	4,282,593	2,034,219	126,194	259,542
		県内法人	374,470	1,052,192	2,898,612	1,959,361	334,233	454,595
		計	616,711	2,051,998	8,361,857	4,906,627	535,479	817,422
	特別法人	15,187	37,590	166,176	568,002	18,844	31,707	
	公益法人等	1,344	6,889	42,365	79,573	6,368	1,511	
	人格なき社団等	328	529	4,727	611	171	404	
	清算法人	9	1,905	73	169	40	270	
	特定信託	-	-	-	-	-	-	
	法人課税信託	-	-	-	-	-	-	
収入金額課税分		1,875	7,193	1,266,679	3,011,212	8,507	7,488	
外形対象法人分		652,531	2,388,834	15,643,143	8,281,182	374,880	906,875	
合計		1,287,985	4,494,938	25,485,020	16,847,376	944,289	1,765,677	

(単位:件, 千円)

度 分						過事業年度分			調定額合計	当年度に発生した歳出還付額
確定申告が翌年度になる中間申告額		確定申告期限が翌年度になる見込納付額		中間納付額の歳出還付額		調定額	所得(収入)金額	調定額		
事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	前年度に収入したもの	当年度に収入したもの	(①+②-③+④+⑤+⑥)			⑦+⑧	
	④		⑤	⑥		⑦		⑧		
496	707,672	3	7,697	67,404	-	2,701,458	986,654	33,083	2,734,541	
3,065	2,313,503	48	76,974	227,718	-	7,726,907	2,800,096	164,431	7,891,338	
4,667	2,720,571	2	318	575,278	-	9,094,286	4,795,211	236,217	9,330,503	
8,228	5,741,746	53	84,989	870,400	-	19,522,651	8,581,961	433,731	19,956,382	
1	18	-	-	858		922,210	329,198	5,280	927,490	
2	22	-	-	78		139,295	68,703	2,929	142,224	
1	37	-	-	-		7,381	13,347	409	7,790	
-	-	-	-	-		3,170	1,912	6	3,176	
-	-	-	-	-		-	-	-	-	
-	-	-	-	-		-	-	-	-	
8,232	5,741,823	53	84,989	871,336	-	20,594,707	8,995,121	442,355	21,037,062	
89	2,061,798	-	-	-	-	4,320,043	1,944,890	14,860	4,334,903	
3,414	11,429,802	66	233,401	105,868	-	29,063,567		452,642	29,516,209	
11,735	19,233,423	119	318,390	977,204	-	53,978,317		909,857	54,888,174	

4 「確定申告が翌年度になる見込納付額」は、会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しないため、法第72条の25第3項の規定によりその納期限が延長された法人が、見込納付を行った場合の額を記載した。

5 「中間納付額の歳出還付額」は、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載した。

6 「過事業年度分」の「所得(収入)金額」は、修正申告又は更正によるものは調定額に対応する金額を記載したが、前年度中に中間申告し、同年度中に確定申告すべき場合において、当年度に期限後申告された等で当年度調定となったものは、確定事業税額から中間納付額を控除した金額を記載した。

7 「当年度に発生した歳出還付額」は、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載したが、⑥の金額は含めていない。

8 「清算法人」の予納分は、中間申告と同様の取扱いにより記載した。

(単位:千円)

栗原	東部	登米	気仙沼	県 計
52,375	123,548	8,000	26,152	2,734,541
45,019	100,121	15,041	38,992	7,891,338
200,340	1,395,738	284,137	376,825	9,330,503
297,734	1,619,407	307,178	441,969	19,956,382
8,913	39,721	21,649	19,701	927,490
316	1,048	422	2,388	142,224
29	420	80	491	7,790
-	189	-	521	3,176
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
570	31,379	-	-	4,334,903
140,791	908,405	179,046	40,522	29,516,209
448,353	2,600,569	508,375	505,592	54,888,174